

特252

10



0000023-000

特252-10

海外新聞論調

政界往来社

2

昭和10

AAB

特252

10

Current Thought News

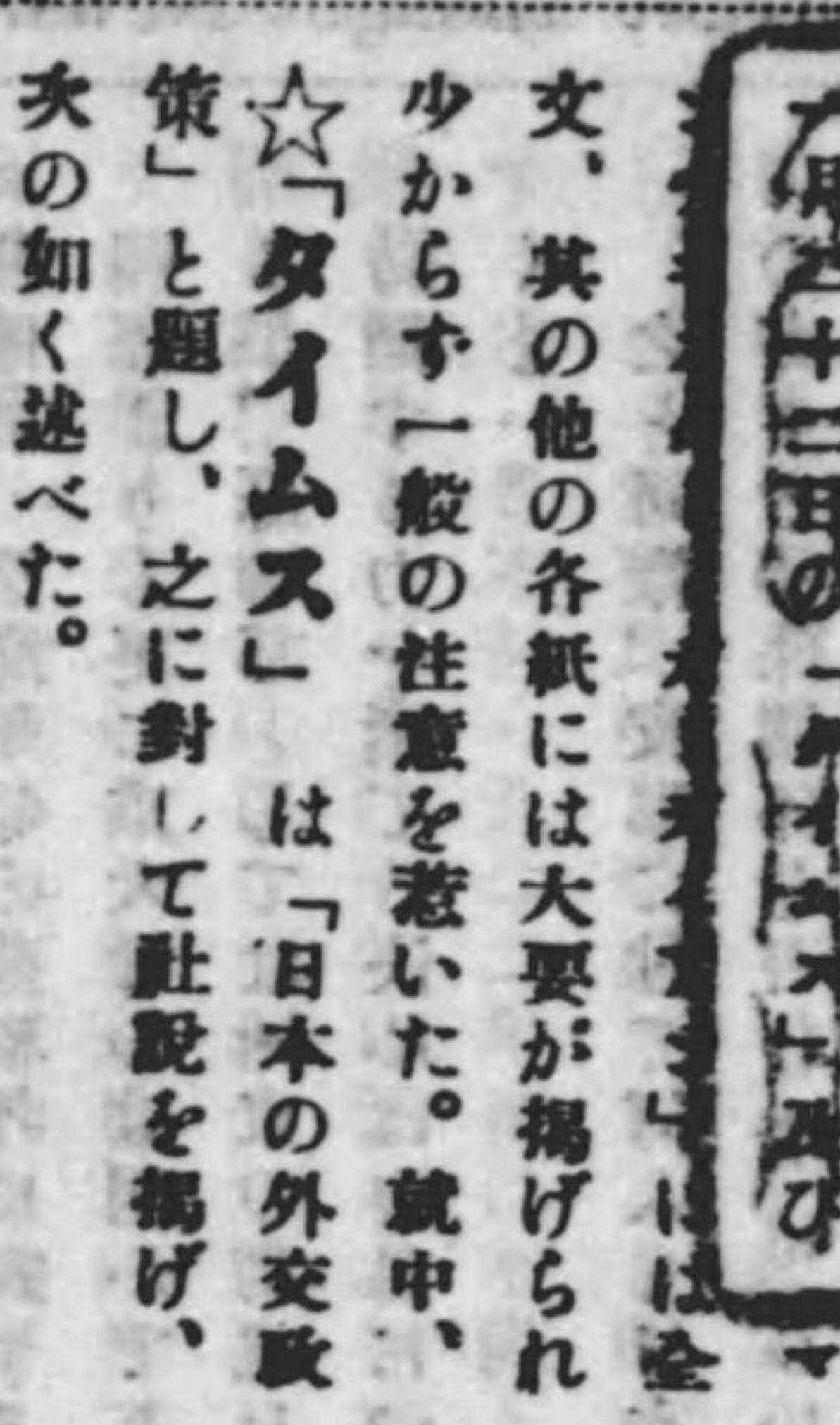
(國 論 國 新 外 邦)

[2]

50.2.25

政 界 往 來 社

Current Thought News.



帝國政府に於ける高田外相の演説は
月二十二日の「タイムズ」及び
「アーヴィング」には全
文、其の他の各紙には大要が掲げられ
少からず一般の注意を惹いた。就中、
☆「タイムズ」は「日本の外交政
策」と題し、之に對して社説を掲げ、
次の如く述べた。

Current Thought News.

高田外相の議會演説と世界の輿論

(歐米名士及び主要國有力新聞紙の反響)

廣田外相の演説の基調に對して云

爲すべき點は殆どない。其の日支提
携論と、南京政府に對する間接の說
辭とは、日支關係の好轉を促すであ
らう。要するに外相の新政策は、極
東に於ける政治的優越を保持せんと
する國民的意圖を確言し、一方南京
政府をして有力なる隣邦との提携の
利を覺らしめ、他方日本の支那領土
に對する侵略的野心に關する、支那
その他の疑惑を解かんとするところ

に在るのである。

次に日蘇關係に對し、頗る利害
な指辭は、兩國關係の緊張が消失せ
ぬ迄も緩和されたことを示す。蘇聯
邦が日本其他の非共產主義國と、
どれだけ眞面目に提携する可能性が
あるかは問題だが、經濟問題と深き
考慮とは兩國をして少くとも當分の
間接近せしめずには置かぬであらう
尙外相は、蘇聯國境非防禦を提議し
てゐるが、滿洲國及朝鮮と日本との



關係は、沿海州等の蘇聯邦に對する關係よりも更に重大なるのは明かであるが、蘇聯邦としては極東の利益を防衛する力を棄てる決心は容易にくまい。

之と同様、支那に付て何人も日本の有する特殊關係を否む者はないが、英米なども少からざる利益を其處に有してゐる。然るに廣田外相の海軍軍縮に對する方針は、列國が日本所の所謂攻撃的武器廢止に同意した場合、如何なる方法で其の極東に於ける利益を防禦すべきかの問題に對し明白な回答を與へてゐない、尤も海軍問題に關し、外相は受諾可能の解決案は示さぬけれど、他の二大海軍國の目前の憂慮を消失せしむる如き言をなして居り、殊に日本は海軍擴張の意思なきことを述べて居るの

は、特に重要である。

及右期限到来前に於て眞の軍縮方針に合致せる新條約の締結を期待すとなせる點を引用し、右の趣旨は米國側に於て好感を以て迎へらるべきものとしたが、華府「ボースト」は右に關し、過日前國務次官カツスル氏が今や比率問題に關する論争より休養すべき時であると爲せるを引用し、比率なるものは、最早軍縮制限上粗雑且不公正の觀念となり、絕對的及比較的國防力の常に變動しつゝある現時の傾向を無視せるものである。

例へば一八九五年米國が英佛との間に當時の必要及アムピシヨンを基礎とし、或る海軍比率を受諾したりと假定するに、日本が一九二二年後に不滿を感じた如く、一九〇七年に至り之を不満を認むるやうにならなかつたであらうか。但し日本側の主張が倫敦に於て反対を受けたのは、そこが不合理だと

關係は、沿海州等の蘇聯邦に對する關係よりも更に重大なるのは明かであるが、蘇聯邦としては極東の利益を

☆紐育「ヘラルド・トリビューン」（二月二十三日）

毎年今頃日本議會で行はれる外相を演説中によく躊躇する多くの場合支那を困らすやうな政策の宣言が一、二あるのを例とするが、今年の演説は、どうした課か甚だ控へ目且大まかだつた。例へば日米間で意見相違せる海軍縮少問題に付ても、外相は樂觀的に速かに會議の再開、新條約の成立を希望し對蘇聯關係の聲明も同様緩和且和協的であり、又来る三月日本の聯盟脫退通告が效力を發する問題も極くあつさりと取扱つた。演説中殊に注意すべきは、對支政策に關する部分で鄭重警戒を始めた。

日本が蘇聯邦の協力を求める以上、支那との提携を希望することは明瞭な

事實で、斯かる好意と希望の表現が全然當てにならぬと言ふ譯ではない。今回演説は勿論廣田外相が今後如何にして日本の對外關係を調整せんとするかを率直に表明したものであるが、之には「陸海軍が若し彼に自由行動を許すなら」との條件がある。

滿洲事變勃發直前に於て支那外務省は滿洲宣戰と圓滿諒解の風潮ありと言つてゐた。之は忘れ得ない事實である。

又二十三日華府新聞は大半廣田外相演説に關する社説を掲げたが、何れも對蘇聯關係の聲明も同様緩和且和協的である。其の字句の極めて交譲妥協的なることを指摘した。殊に海軍交渉に關しては日本側に於て一九三六年末現行海軍諸條約の期限到来後に於ても、海軍競争を開始せんとするの意図無しとせる點

の理由に依るのでなく、該問題が日本過去三年來極東に於て執れる經濟上、政治上及軍事上の廣汎なる行動と引離し得ることに依るもので此の點は廣田外相が其の國民と共に誤解してゐる處であると論じた。

☆華府「ボースト」は右に關し、過日前國務次官カツスル氏が今や比率問題に關する論争より休養すべき時であると爲せるを引用し、比率なるものは、最早軍縮制限上粗雑且不公正の觀念となり、絕對的及比較的國防力の常に變動しつゝある現時の傾向を無視せるものである。

例へば一八九五年米國が英佛との間に當時の必要及アムピシヨンを基礎とし、或る海軍比率を受諾したりと假定するに、日本が一九二二年後に不満を感じた如く、一九〇七年に至り之を不満を認むるやうにならなかつたであらうか。但し日本側の主張が倫敦に於て反対を受けたのは、そこが不合理だと

又對支政策に關する部分に付て各紙は、一方其の字句禮讓的なるを認めつゝも、他方依然日本が極東に於ける安定期勢たることを諷諭へし、何等從來の態度と變はる所無きを指摘したが右に關し、

☆華府「ボースト」は之を以て日本極東政策に關する疑惑を増すのみで、最早今日は何國と雖大陸の運命に對する單獨の決裁者たり得る時代に非ずとなし、

☆「ボールティモア・サン」は之を以て日本が依然自己の定むる條件の下に極東に於ける警察官たることを

ソヴィエート・ロシア

廣田外相の講演は一月二十二日東京發「タス」電として二十四日「グラウダ」、「イズヴェスチヤ」に全文掲載されたが、北鐵交渉、蘇滿國境の蘇側軍備問題及新疆「ソヴィエト」化に關する部分は特に蘇側の注意を惹いた模様で、「グラウダ」は大要左の趣旨の論評を加へた。

☆「グラウダ」(一月二十四日)

廣田外相が鐵道交渉順調に進捗すると言つたのは事實に合し、今や交渉は首尾良き結末に近づいて行く模様であるが、右外相の聲明は蘇聯邦政府の提議が一般平和の爲價値あることを裏書きする。從來蘇聯邦の勞働大衆は、特に日本國民との友好關係保持に重きを置いて來たが、今回廣田氏が日本政府は北鐵問題解決後は、更に兩國の難案解決

の爲努力を倍加し、日蘇關係の平和的發展を促進する意図だと聲明したに満足しよう。

去り乍ら、吾人は廣田氏の演説に明白な矛盾を認めざるを得ぬ。氏が一方日本政府は日蘇關係の平和的發展を促進する意図だと言ひながら、他方對蘇聯邦が極東國境の防備を減ぜんことを主張してゐる。吾人は對蘇戰爭の準備を主眼とする一部日本の帝國主義者が近年得意の手段を以て手輕な征服を爲し遂げた侵略に對し、蘇聯邦政府が安全に國境を防護すべく施した措置に對しても思ふけれど、日蘇關係の平和的發展を意圖する政治家が、此の種の不滿を述べるといふことは諒解に苦しむ蓋し右政治家は、前記蘇聯邦政府の措

四

☆モロトフ總理の廣田外相

演説評

一月三十一日の新聞は、東京「タス」通信として、一月二十五日衆議院に於て廣田外相が日蘇不侵略條約問題に關し吉田代議士の發言に對し答辯する所あつたのを詳報し、一般の注目を引いた。同日のソヴィエト大會の席上モロト夫總理は該事日程に從ひ、一般施政報告の春議終結の演説を爲せる際、眞先に前記「タス」通信に言及して左の述述べた。

廣田氏が對蘇友好關係を極力増進する意図だと述べたのは吾人の歡迎する所にして、同式は吾人が極東に於て施すを餘儀なくせられたる防禦措置に觸れ、「ボーツマス」條約に言及した(同條約第二條第三項及第九條第二項の趣旨)述ぶ)該條約は北京條約に基き日蘇間に完全なる效力を有し、蘇聯邦は該條約を嚴格に

勧行し、其の第二條及第九條より生ずる義務に付特に然うである。

ト廣田氏は一月二十二日及二十五日の演説に於て、前記條約上の義務を蘇、滿國境に擴張することとに贊成を表したが、該條約は蘇滿國境に於ける防禦に關し一言も述べる所がない而も廣田氏は同條約の他の規定、例へば第三條、第七條並第三條追加約款の存在を忘れたものゝ如である。

蘇聯邦が該條約の義務を必要以上に履行したことは、一千七百軒以上の東支鐵道上に二萬五千以上の兵を置く權利を有するに拘らず、此の權利を任意放棄し、北滿に一兵をも留めなかつたことに觸するも明かである然るに日本は「ボーツマス」條約の前記條項を全然忘却し、滿洲に於て何等履行して居ない。

不侵略條約に付ては、單に之を締結しても極東に於ける平和維持の問題が蘇聯邦は該條約を嚴格に

置が蘇聯極東を守る爲でなくして、日本を攻撃せんが爲に存すると言ふ日本側某筋の言分が荒唐無稽なるを承知せぬ筈もなからうし、旁廻遊の如き不備の表現は、侵略を志す分子の活動を容易ならしむるに過ぎまい。

次に反覆せねばならぬことは、新疆の所謂「ソヴィエト」化及同方面の赤軍部隊派遣等に關し、廣田氏が外國新聞の影響せられ、又惡意ある筋(大部分は日本の)より流布されつゝある浮説に耳を盡したのは誠に意外と驚いた。蘇聯邦は方法の如何を問はず、一切の侵略に反対し、殊に遂げた侵略に對し、蘇聯邦政府が安全に國境を防護すべく施した措置に對しても多大の不滿を感じつゝあるは如何にもと思ふけれど、日蘇關係の平和的發展を意圖する政治家が、此の種の不滿を述べるといふことは諒解に苦しむことは言ふ迄もない。

ド・オ・ウ

☆「ケルニツシエ・ツアイツ

ング

廣田外相の演説の平和且和藹的なるは注意に値する。但し日米間に紛争の原因を想像し得ずと述べた點は、蘇聯亞大陸に於ける兩國の政策に鑑み稍榮親に過ぐるが如く、又支那は宜しく現實に自覺め、日本の努力に協力せよと言ひ、暗に日本は支那の領土保全を保障し以て英米に對する共同戦線を作らんと歌するやに解せられる處、日本の

支那に於ける制権が果して極東の平和を確保するか否かは、將來の問題である。海軍軍縮問題に關しては平等権の

語が叫ばれ、軍備の精神に合致する基礎なる語が用ひられたが、後者は日本が今後の交渉に望むと認められる。

リツトン卿の満洲論

在米中のリツトン卿は二月十日華府に於て満洲問題に關し、大要左の如き講演を試みたが、聴衆は千数百名の多さに達した。卿は先づ概論として満洲事變發生以來の主要問題を概説した後、最近更に之に關聯し、日本の海軍條約廢棄問題を生じた。之が解決は敢て困難でないかも知れないが、若し解決しなければ最も重大な結果を生ずる。右は日本の聯盟脫退の論理的歸結で、即ち國家間の「コレクティヴ・システム」（共同解決主義）に依らずんば、陸海軍の力に依る武力政策に戻らざるを得ぬ譯である。併し乍ら、何等か此の難關を開闢する

方途がなければならぬ。此の際強點強壓等は禁物で、和解こそ唯一の道である。

日本は安全を欲し過剩人口を捌き工業原料を求め、生産品賣却市場を必要とし、此等を認めざる解決方法は受諾しない。之に反し列國は又東問題の共同解決主義を認めず、若くは全部の關係國に安全を與へざる解決を受諾せぬが故に、之が解決の爲には、一九三三年二月二十四日の決議参加國に於て

（イ）日本に對し其の經濟上の必要を諒解し、法と正義に從ふ方法に依り之を滿たさしむべきこと、及日本間は日本の保護國に過ぎぬ。聯盟は罪を宣告するのみで、何事をも解決策として試みなかつた爲、當然失格した。日本は滿洲を生命線と主張するも、世界各國は或る一事の爲、夫れ以上の財と犠牲とを拂ひ國運を賭した。或一事とは文明の生命線とも稱すべきもので、即ち大戰の如き災禍を防止する爲の世界的機

講、即ち平和維持の爲の「コレクティヴ・システム」之である。此事を寫と日本に説示すれば、日本も諒解せぬ譯はなかつた。

とて所謂「コレクティヴ・システム」の保全を強調し、最後に

現在の日本の所業は、世界平和に対する吾人の希望及法の組織の根柢を置し、戰死者の子孫に其の成果を拒まんとするもので、一九三一—二年交に、支那に對してなされたる惡も、世界に對し其の最大切とする理想を残酷に破壊したのに比すれば寛に小事と謂へよう。此の理想を擁護するが爲には、世界は結束協同して當るべきである。

右演説後前國務次官カツスル氏より卿の所説の如く、各國の造船競争は大事に至るまいとて、反對意見を述べた處

英紙上の日本論
ケネディ氏寄書
「テーリー・デレグラフ」は一月十五十七、及三十日の三回に亘りキャブテン・ケネディ氏の日本關係の寄書を重要面に掲げたが、右（1）は「支那に於ける日本の政策」と題し、日本は

支那に於ては、其の緊密なる利益を據る野心なき次第を說き（2）は日蘇關係に關し、日蘇戰爭を不可避とする考は捨つべきものだと論じ（3）は日本

本の海軍政策」なる題下に、日英、日本、日米の關係を敍し、日本の均勢要と結んだ。

日本は極東に於ける其の利益維持の見地に出で、何等侵略的の企圖から出たものではない。要するに日・英・米の親善は、極東の安定の爲に必要であると述べた。

水戸外交
一月三十日の「モーニング・ポースト」は右の論題で、極東に於ける日本の優越的地位を論じ、更に支那並列國の優越的地位を論じ、左の如く述べた。

日本は駐支公使が支那との聯引を行ふ場合には、水戸のやうに表面斯

布畦及アラスカ防備問題

米國下院陸軍委員會の審議

二月九日、各新聞は八日、米國陸軍首腦部と下院陸軍委員會との秘密會議に於て

一、ハワイに經費一千二百萬弗の空軍根據地を設置する案を審議したこと。

二、其の際マッカーサー參謀總長が

一九三四年陸軍長官に提出された「ベーカー」航空委員會報告書の提案に基き、八百臺の新式裝飛行機購入（經費九千萬弗）を提議したこと。

三、右會議に於て更にハワイ、アラスカ其の地に於ける沿岸防備計畫（經費二百萬弗）及陸軍兵器改良問題（經費八千萬弗）等に付審議したこと。

尙各新聞は、ルーズベルト大統領が上院議員ナイ氏に對し、失業救濟費四十八億弗は、一仙と雖之を海軍建設費に使用せずと述べた旨を報じたが、該上陸海軍諸計畫は平時に於ける空軍の大國防豫算であるとし、今や米國の國防第一線はアラスカ、ハワイ及運河地帶を結ぶ線に依り構成せられ、太平洋沿岸は第二線となつたと論じた。

ウイルコツクス案、ギルボーン案

二月十一日、米國下院陸軍委員會は

旨を報じた。

又七日及八日の各新聞は、東京發

B通信として、二月六日、帝國議會に於ける大角海相の太平洋無防備に関する聲明及七日海相副官が右聲明は之をハワイ及シンガポールをも防備制限区域中に加へんとする趣旨なることを説明した旨を報じたが、之に關し、八日華盛頓「タイムズ」紙上ジエームズ・ウイリアム氏は「米國議會内には、動もすれば商船建造案に反対する者もあるが、日本軍部は直に之を利用し、海

空軍根據地十箇の新設案を上程した處右に對しギルボーン參謀次長よりアラスカ、バナマ運河地帶、太平洋沿岸、ロツキーハルマニに各一箇、大西洋沿岸に二箇、計六箇の根據地を設置する對案を提出する所あり、ウイルコツクス氏も自家案を右ギルボーン案に一致せしむる様修正方同意したとのことである

下院議員ウイルコツクス氏提出に係る空軍根據地十箇の新設案を上程した處右に對しギルボーン參謀次長よりアラスカ、バナマ運河地帶、太平洋沿岸、ロツキーハルマニに各一箇、大西洋沿岸に二箇、計六箇の根據地を設置する對案を提出する所あり、ウイルコツクス氏も自家案を右ギルボーン案に一致せしむる様修正方同意したとのことである

二月四日、米國各新聞は海軍省に於て補助艦船の改造案及戰時に於て軍隊及糧食の輸送に用ふべき商船の共管を考慮中だと報じた。右に依れば、前者は現存百六隻の艦船、即ち母艦、給油船、曳船及雜役船に付二ヶ年間に三十隻を新造し、以て漸次大艦船とするもので、其の經費一億五十萬弗の確定であり、後者は戰時に於て海軍を最高限度迄使用することを目標とし、商船を

改進強化せんとするもので、海軍省は船舶局と共に「ユナイテッド・ステート・ライン」の「リヴァイアサン」號を戰時用に保留し、右に代るべき新旅客船を建造すること及旅客船、運送船給糧船、給油船等の建造を計畫してゐるとの趣である。

尙海軍當局は、前記補助艦船改造費は四十八億の失業救濟費より振替てた

力艦改造費を支出することとなるかも知れず、又商船共管は補助金制度に依るが、又は船舶局に於て建造すること

とするか、未定だといふ。

向本二箇年

米國の復興金融會社の存續期間を二
月一日より、更に向ふ二箇年間（一九

法案は、兩院協議會に於て審議中の處
一月三十一日漸く成案を得、直に同協
議會より兩院へ廻付せられ、同日兩院
を通過し、即日大統領の裁可を経た。
尙本法に依ればC.C.Cを一九三七年
四月一日迄又「華府輸出入銀行」(第一
及第二)を一九三七(?)年六月十六日
まで、夫々存續せしむることとなつて
ゐる。

て遂行すべき決意あることを宣言す
二、佛伊羅馬協定に關し英國政府は
佛伊親善關係增進方に關する兩國宣
言を衷心歡迎し、又中歐に關する羅
馬協定の成立を祝し、且一九三四年
二月及九月佛伊兩政府と共に爲した
る宣言の結果として、墺國の獨立が
脅成せられたる場合には、英國政府
は羅馬協定所定の協議に參加すべき
ことを明かにせり。

英佛間の「倫敦協定」

協定内容 (コミュニケーション)

（エムミヨニケ）
協定内容
佛首相及外相は一月三十一日渡英、
翌二月一日午前、午後に亘り英首相官邸に於て英首相、外相及びボルドウイン氏、イデン氏と會談し、右會談後「歐洲政策の主要問題に關し、友好的信賴を以て一般的考究が行はれた。」との趣旨の簡単な「コミュニケ」が發表された。

英佛合談は更に二日、三日の兩日に亘り續行、兩者の間に意見の一一致を見ることに至り、二月三日夜、左記趣旨の「コムミニニケ」が發表された。

する聯盟業績を諒承し、之を以て開
保各國政府の協調的精神性の證査とし
て歓迎し、自國の問題及聯盟の政策
に付從前同様相要協力の方法に依り

馬口上書に遵見せらるる中歌に於ける組織を確保すべき諸協定を締結すると同時に、一九三二年十二月の宣言（註）に基き一般的軍備協定（獨

（註）獨逸の軍備平等権に關する所謂五箇國宣言

近來航空の發達に
結果生することあ

四、英佛は又最近航空の發達が平和に對し特殊の危險を來すに鑑み、之に對する地方的相互協定締結の可能生あるや二十分前。右協定は一

性ありやに付考慮せり。右勘定は一
締約國が他の締約國より挑發に基か
ずして空襲を受けたる場合には、署

名國は直に其の空軍を以て援助すべしとなすものにして、英佛兩政府は

西側に於ける此の種相互鑑定が、侵
略殊に突然の空襲を防止するに有效
なるべきを認め、伊、獨、白三国に

對し、斯かる協定迅速商議方に付考
應する様提議することに決せり。英

も有してゐない。然るに今般の協定
は、吾人に初めて右援助を得るの利
益を約束しようとして居る。而して
本協定参加國が佛、獨、白及英なり
とせば、吾人の義務は「ロカルノ」

協定成立と世論

☆「タイムズ」

今回の會談は平等權の要求と安全保障の要求とを大陸に直面させた者の妥協を計つたもので、英佛兩國政府間の諒解に他の諸國が参加すれば、「ロカルノ」協定以降歐洲の平和に最大の貢献をするものとならう。何れにせよ、今回の協定は西歐諸國人心の不安を除去することに役立ち、其の心理的價値は甚大である。

☆「デーリー・ヘラルド」

會談の結果は協定の形式を探らず、「共同聲明」となつてゐるが、英佛兩國政府間に先づ協定を達成し、次で獨逸政府に押付ける様な體裁を避けたに他ならず、獨逸政府に對し、自由討議に依る一般的解決を提議したもので、思慮ある道方であつた。

☆「デーリー・テレグラフ」

英佛兩國政府間に於ける諒解の二大要點は

一、自由商標による安全保障の確立

二、空軍相互援助協定案

協定では、兵力援助は聯盟理事を通じることになつてゐたのを、關係周囲に間に合ふ様にしたことと、英國にも佛國より援助を受ける場合を規定したことは、斷然新味を出した點にある。

☆「モーニング・ポスト」

英國政府の空軍充實計畫は未だ完了せず、政府は國防上必要な飛行機の半數を保有してゐるに過ぎないが、今回佛國空軍の支持を期待し得ることとなつたのは心強い。英國政府が從來の指導的單獨軍縮の理想案を捨て、現實に即した政策を探るに至つた第一歩である。

☆「マンチエスター・ガーディアン」

獨逸の隣邦諸國は、獨逸の強化するに連れ同盟と武力とで東境進出と英國併合とを策するのを懼念するに至つた各國政府は、此の不安打開の爲、平等権と安全保障との調和を計るに専心して來たが、今回の會談は右努力の最近の現れである。

倫敦協約の成立に付、巴里各報は殆

ど英佛兩國政府平和外交の大成功と賞讃したが、特に英國政府が大陸の平和維持機構に積極的參加した事、獨逸政府の回答如何の二點を重要視してゐる。☆「ジユルナル」(空軍協定案に關し)今回の空軍協定案は自ら陸、海兩軍の共同動作をも隨伴する筈で、「ロカルノ」協定の效力を補強したものに他ならぬ。然し「ロカルノ」協定と特に結び付けられてゐないから、同協定の該點に束縛されることはない。唯如何なる場合に空軍共同の必要が生ずるかに付、明確を缺く處はあるが、兎に角佛國政府が本協定成立の爲多大の躍歩をした誠意は認められねばならぬ。佛蘇兩國及小國等の間に包囲されである獨逸に軍備平等權を承認すると云ふことは、獨逸政府に莫大な軍備を許す結果となり、軍備均等を如何に定めるかといふ難問を一般國際軍縮會議に與へることとならう。

佛國首相の放送

倫敦より二月四日巴里に歸着したフランダン首相は、同日夕英佛協定の趣旨に付、要領左の如き放送演説を試みた。

過去數年來獨逸が軍備に關し平和條約の義務を逸脱したのは周知の事實である。余は今之を論議せんとするものではないが、問題は右既定事實

を前にして、軍備競争を甘受すべきや、或は之が防止工作を爲すべきやの點に在る。今度佛國は倫敦に於て軍備競争防止の爲努力し、聯盟規約を補充する「ロカルノ」「ダニエル」「ウドヴル」紙も亦獨逸政府が倫敦協約に參加して現在の相互援助條約を一括する全歐洲的商議條約を達成することは、必ずしも不可能でないと述べた。

軍備制限と不可分の關係にある安全保障乃至軍備制限履行保障の問題に付ては、由來諸國間に意見の相違があり、未だ佛國の主張の眞偽を見るに至らぬけれど、一般軍縮條約締結に關しては、吾人は英國と共に署名した一九三二年十二月の聲明(軍備平等權)に則り、之が締結に努力するの用意あることを英頃に答へた。

依て近く同体約締結の交渉が再開される譯であるが、最近其の平和意思を表明せる獨逸が之に協力し、又歐洲安全の建設に協力せんことを望む。

現下世界混亂の情勢に於ては、空中攻撃の脅威を防ぐことが緊要である而かも空軍に依る侵略者に對し優勢を制し得るとの確信こそ右脅威を防ぐ所以であつて、空軍協定に依る平和確保案が空軍問題に付關心を有する英國の賛同を得たことは注目に値しよう。

吾人は又、戰爭防止の爲遲滞無く執るべき措置に關し、明確なる約束を爲すの用意を有つ。今や平和擁護者は有事の際手續の問題に邪魔されること無く直に行動し得ることとなる。英佛兩國は空軍協定に關する關係の回答接到次第再び協議すべく、兩國が空中攻撃に對し、「平和的

提出されてゐる」各方面の非常な興味を惹いてゐる。

リトヴィノフ氏聲明

他方蘇聯邦側はハル國務長官の右旨明に關しリトヴィノフ氏は左の趣旨の聲明書を二月三日の新聞に發表した。

蘇米間の金錢上の請求調整に關する協定の基本原則は約一年前、予が親しくルーズベルト大統領と交渉した際定まつたもので、對抗請求を認め且金錢借款を與ふる場合に於てのみ荷債問題の審議に應すべしとの蘇聯邦政府累次の聲明に完全に一致せるものである。旁々予は華府を出發するに當り、將來の交渉案件は細目のみの事故、何等困難は伴ふまいと確信した。然るにモスクワに於て、予とブリット大使との間に交渉を始め、更にトロヤノフスキイ大使と國務省との間に之を繼續するに及び、華府に於て協定せる基本事項の一な

「國民の同盟」を以て對抗せんとする協同の意思を表明したのは、平和的である。

米蘇債務交渉決裂

ハル長官の言明

一月三十一日トロヤノフスキイ蘇聯邦大使はハル長官を訪問し、債務及信用協定に關する米國側提案に對する蘇聯邦政府の回答を與へたが、右は米國側提案を容認せざるものであつた爲、會見は極く短時間にて終り、交渉は遂に決裂した。

同日ハル長官は「コムミニケ」を發して、本件交渉の決裂を遺憾とする旨を述べると共に、兩國間慰安解決の望み極めて鈍薄なるを卒直に言明し、今後「華府輸出入銀行」の存續は、同行幹部の一存に依つて決せられようとする。英佛兩國は空軍協定に關する關係の回答接到次第再び協議すべく、兩國が空中攻撃に對し、「平和的

蘇聯邦側回答の内容未詳の爲、右決裂の事情に關しても、或は舊題蘇佛間に成立せる信用協定の結果、蘇聯邦の對米態度が強化したに由るとし、或は歐洲諸國の對米債務不支拂の協同策略に影響されたものと爲す等種々取沙汰されてゐるが、信すべき報道を綜合するに、其の主因は對米債務額の問題よりは寧ろ對蘇直接信用（一億弗と言はれる）設定方に關する蘇側の強硬なる態度に在るものゝ如く、何れにするも交渉の突如決裂したこと並にハル長官の最後的態度の表明は一般の意義に出で、今後の兩國關係の成行如何は國內一部に蘇聯邦承認の取消論も行はるゝ昨今（現に今期議會に右主旨の法案が

る借款の件に付疑を生じたのは遺憾である。蘇聯邦側は提案を爲すに當り、嚴格に華府協定全部の改訂を要することとなる點迄讓歩したが夫れ以上譲ることを拒絕した。蓋し華府に於て得た結果を全く無視し、且協定原則に付き新なる交渉を行ふの必要を生ずるが故である。素より吾人は交渉が現在迄の虚希望通りの結果を齎さなかつたことを遺憾とするも、右が兩國の關係、殊に本件交

渉に依り、寧ろ阻害されてゐた通商關係に惡影響を及ぼすべからざるを信するものである。

蘇米兩國は平和を愛好する他の諸國と同様、相互の物質的請求を傷けずに入力し得る一層重要な目的を有する。今や國家間に於ける金錢上の請求を解決するの困難は、國際關係に附物の現象となつたが、之は通商促進又は平和維持の國際的協力を妨げるものではない。

四十八億弗失業救濟案

一月三日の議會演説並に豫算數書に下院豫算委員長ビューカナン氏（テキサス州選出、民主黨）に依り下院に上程され、各種の修正案が出たが、何れも否決となり、委員會側の些少の修正に基き、四十八億八千萬弗の支出豫算案を審れたのみで殆ど原案通り二十四

日、三二・八對七八を以て下院を通過した。

右決議案は「一九三五年緊急經濟支出法」と稱し、前記金額の支出を失業救濟費として費目を定めず一括「ランプ・サム」の形で大統領の自由裁量に委ねるものであるが、右の内四十億弗は三百五十萬人に對する新規の失業救濟事業費、残りの八億八千萬弗は本年一月より六月迄の過渡期に於ける救濟費。

又後者の内七億五千萬弗は現存の聯邦緊急救濟管理局の費用に、残額一億三千萬弗は失業救濟の植林事業を行ふC.C.C.（シゲイリヤン・コンサヴァーシヨン・コーア）に充當される。

本案附屬の報告に依れば、本案に基く金額の支出は一九三七年六月三十日迄之を爲し得ることとなつてゐるが、實際上は一九三六年合計年度末迄に全部支出されるものゝ如く、尙大統領は失

米經濟計畫進行の爲め

（一）各種の政府機關を新設と廢止、併合又は改組し、

（二）失業者に對する貸付又は支拂の保障等必要な措置を講じ、

（三）五千億以下の罰則を附して命令

又は規則を制定するを得る。

尙本案の通過に先立ち、一月二十四日大統領は、國內天然資源の保存開發に關する「ダッセトジ」を講會に送り其の中に於て本案救濟費の大部分は此の方面的事業に支出さるべきとして、新規救濟の爲の所謂公共事業の何物なるかを示したが、右は本案に對する議會の支持を得るに效果があつた。

ドートン公債増發法案

公債發行額を限定せる現行法の規定を改正して、政府の發行し得る公債の未償還最高額を四百五十億に定めんとする「第二十公債法改正法案」は一

月二十七日、下院歲入調查委員長ド

ルジ氏（民主黨）により下院に提出、廿五日同院を通過した。

現行第二十公債法の規定に依れば、政府が發行を許されてゐる長期公債の總額は二百八十億弗となつて居り、右に對し既に約二百五十五億弗は發行済なるが故に、現行法の儘では今後僅に

残額二十五億弗を残すのみとなつたが改正法案は右制限規定を改め、政府は未償還總額二百五十億弗以内に於て、

何時でも公債發行の權能を有することとし、又「ノート」「サレティフイケット」「トレジユリー・ビル」等の短期公債に付ては、未償還總額二百億に達せざる範圍内に於て、何時でも之を發行し得ることとし、且政府に對し新に

期限十年より二十年の間の額面金額小なる貯蓄公債「エナイトツド・ステーヴ・セーヴィングクス・ボンド」なるものの發行を許した（但し後者の發行額は

である。日本側の追求する所は、或は心理的な問題に歸着するやも知れぬ。

支那人の心理は現在國貨の維持を共同責任と感じ、平和的に其の達成を希望し、且經濟的に粉刺多き外國の援助に頼らす自力恢復を求めて居る。皇帝と雖、個人の想に干渉し得ないが、日本支那人の其の心理を知つてか知らないでか、事實上の支那統制の傳統政策を進める爲、排日取締に藉口し、支那が承認し得ざる大規舉の要求を提出するであらう。併し支那代表の名義で之を承認するものはあるまい。吾人は日本兩民族を眞に平等互諒を以て東洋人を仇敵視する事を放棄したものなく

し堵沽協定以後、日貨は公然賣買されても居り、言論方面に於ても日本及日本に對する抗議の表示に過ぎない。併し現在支那には排日運動はない。但し尚其の決心があるのみだ。反日とは政治上積極的に日本に危害を加へる事

最近に於ける支那對日態度

反日と存率

二月八日の大公報（天津）は標題の下に左の如く論じた。

最近行はれた有吉公使と我當局との會談は所謂反日問題に集中されたが、現在支那には排日運動はない。但し尚其の決心があるのみだ。反日とは政治

で、過去の排日貨運動は日本の政治行動に對する抗議の表示に過ぎない。併し堵沽協定以後、日貨は公然賣買されても居り、言論方面に於ても日本及日本に對する抗議の表示に過ぎない。併し現在支那には排日運動はない。但し尚其の決心があるのみだ。反日とは政治

で、過去の排日貨運動は日本の政治行動に對する抗議の表示に過ぎない。併し堵沽協定以後、日貨は公然賣買されても居り、言論方面に於ても日本及日本に對する抗議の表示に過ぎない。併し現在支那には排日運動はない。但し尚其の決心があるのみだ。反日とは政治

の決定に待つべきのみである。

日英米開心の極東問題

二月十一日の申報（上海）は標題の下に左の如き論評を掲げた。

日英同要は望みなく、英米の合作は成立するであらう。廣田外相は議會で日英同盟復活の可能性ある如き斧拂を爲して居るが、恐らく日本側の宣傳であらう。極東問題に最利害關係あるものは英國で、英國と最市場競争をなすものは日本だ。日本の經濟力の膨脹は常に英國に脅威を與へて居る狀態だ。

一方英米が其の地位及見解の同一から協調合作を圖る傾向が見える。先日の経済電報を見るとリットン卿は世界平和を妨害する危機を除ぐため、英米合作は必要で、其の爲に英米は猜疑を除去する必要がある。即ち英國は日本の經濟狀況に同情して米人に要念を起させ、米國は國際聯盟に加入して居ない點、又米國が如何なる程度に極東問

題の解決を希望して居るかの點につき

英國は疑念を抱いて居る。然し結局猜

疑は心理上の誤解に出づるものだから

之を完全に解消せば、合作は容易であ

ると述べて居る。之に反し最近の紐育電によれば、齊藤大使は、日本の極東政策は中國を侵略する歐米の政治及軍事勢力を防止するにあると述べて居る。

のを見ても、日本の政策は絶対に英米と相容れざるものであることが看取出來る。

蔣介石氏の親日談話

二月二日南京各新聞は大見出を附けて左記同文記事を掲げた。

過日の有吉公使及鈴木中將の蔣委員長との會見は、純然たる個人の資格にて行はれたるものにして、其の際兩氏より廣田外相の議會に於ける演説眞意を説明して日本の對支態度を明かにし、且各地の排日取締方を希望せるが右以外何等具體的問題に觸れざりし由

を知る者は斯かる謬論をなすことな

かるべし。

共産軍討伐状況

蔣介石氏の四川共産軍討伐準備

蔣介石は二月二日軍艦で南京發、同四日九江に上陸、直に廬山に登つたが近々南昌に赴き殘務整理の上更に同地から漢口に到つて四川共産軍討伐準備に着手する豫定であるといふ。

貴州・四川方面

一月二十八日夜第二十一軍郭助輝旅團は赤水附近の土城で朱毛共流軍を包囲し、激戦の末二千餘名を殺戮し三千を捕虜とし數千挺の小銃を鹵獲し、捕虜は同二十九日瀘州に向け押送した。日下土城や内に在る殘軍に對しては郭助輝、廖澤の各旅と赤水方面よりする連絡、章安平の三旗旅に向ひ、包围の姿勢にあるが、一面劉光藜及「ハン

下追撃中の爲作戰中であると。蔣介石

氏の命令に據り上官雲相統率の下に入

用すべき中央軍は元二十箇團の處十七箇團に減じたが、其の中一箇團は三十

日本諭し主として江北縣に暫駐することとなつたが、殘餘部隊も引續き萬縣及重慶に來着し夫々部署に就くと云ふ

江西方面

一月三十一日附て閩草綏靖公署は共產軍第十軍兼第七軍團長方志敏が浙江

官軍は小銃千六百餘挺、迫撃砲十餘門

を鹵獲し官軍の死者二百餘名に達し目

國際司法裁判所加入案

日夕刻行はれたが

賛成五十二（内民主黨四十三、共和黨九）

米國上院に於ける國際司法裁判所加入案に關する最終表決は、一月二十九日、歩黨一、農勞黨一）

の結果となり、所要数たる三分の二の得票に達せず（七票不足）遂に否決された。

投票際に、形勢樂觀し難しと見た政府側及上院賛成派は、飽ち本寒の通過を期し、大統領及國務長官に於て議員の説得に努めた外、最後に至り、委員会に於て否決されたジョンソン留保案（國際紛争を仲裁所に附託する場合には、米國と當該國との間に於ける一般的又は特別の條約を以てするの用意を要すと爲すもので「一九二六年の決議中にも包含されるる」）を上院議員トマス氏をして新に提案せしむる等、留保の點に付ても譲歩（トマス案は結局否決された）したが、最早議員の去就明に決し、遂に前記の如き敗北を來した。右敗北、特に反對票數の多かりしことは一般に豫想外とされ、現政府にとつては前議會に於ける退役軍人恩給問題以来の大敗と看做され、現政府にとつては前議會に於ける退役軍人恩給問題以来の大敗と看做され、

尙ほ、否決前の經緯は左の如くである。上院は引續き常設國際司法裁判所加入に關する討議を行つて來たが、外交委員會の留保決議を以て不十分とする向より二三の留保追加案が提出された。ノリス氏（共）の提出に係るものば

斯くて一月二十四日、上院はノーリス案は否決されたとは云へ、其の趣旨を加へんとするものと傳へられた。斯くて一月二十四日、上院はノーリス案を否決し、ヴァンデンブルグ氏（共）の提出に係るものば

上院は引續き常設國際司法裁判所加入に關する討議を行つて來たが、外交委員會の留保決議を以て不十分とする向より二三の留保追加案が提出された。ノリス案は否決されたとは云へ、其の趣旨を加へんとするものと傳へられた。斯くて一月二十四日、上院はノーリス案を否決し、ヴァンデンブルグ氏（共）の提出に係るものば

論調を概観するに、ハースト系新聞を除き、多くは其の通過を支持し來つた關係上、何れも右否決を遺憾とし、之に依り米國政府の國際協調政策は重大な躊躇に遭遇したとなすと共に、該問題が其の立場に依つて反対はれず、ヒステリー的の宣傳及デマの左右する所となつたのを痛嘆する點に於て一致し

紐育「タイムズ」「ヘラルド・トリビューン」及華府「ボースト」は裁判所加入が米國を歐洲の紛争に捲込むとの所論の偏狹なるを擧つて難じたが、就中「タイムズ」「トリビューン」は、裁判所加入に依り、問題を外交手段に據らず司法的に解決することこそ、寧ろ歐洲紛争の國外に立つ所以であると共に、「ボースト」は、昨年米國が國際労働機関に加入せざる方法であると論じ開闢する方図其の國策に及ぼす影響は大きいとなしたる上、右加入案

ハル長官と國際經濟會議

否決の影響として、從來政府の計畫せらる各種平和促進案に對する熱意も之が爲冷却し、海洋自由政策及協議條約等に關する提案も、恐らく放棄又は根本的に變更されようとした。

但し一月三十一日「イブニング・スター」所載、デーヴィッド・ローレンス氏は稍々異なる觀察を下し、加入案

否決を以て羣団なる「ナショナリズム」の表現と爲し、外交的に觀れば、米國が歐洲諸國に對し最早國際約定の締結にインテレストを失つたこと、及海軍問題に付ても英國との協調を求める強大なる海軍力と國防政策の強大化に頼らんとするものなるを示すものと觀測した。

を急務とするとの趣旨を述べ、又民主黨議員ボイラード氏より、米國は第二の國際經濟會議開催を主唱せよとの意見を継返へした後、上院が米國の國際司法裁判所加入を拒否したことは、其の結にも影響する所あるべく、さなきだ

に列國中には米國の互惠通商主義の眞意を疑ふものある此の際、今少し國際經濟會議失敗以來、經濟的苦痛を同して右會議の開催を主唱せば、先年十分嘗め來れる各國は何れも直に之に賛同しよう答へた。右は、米國が或

るかも知れぬ、との豫てよりの風説を
裏書きしたものとして、一般の注意を

ロシアの極東軍備現状

一月三十日のソヴィエト大會に於て
國防人民委員代理トウハチエフスキイ
氏はモロトフ總理の一般施政報告演説
中、赤軍の充實擴張が多大の支出を要
したこと述べた點を補足敷衍したが
其の極東方面に關する部分は、大要左
の通である。

極東及東部西伯利亞の要塞地域に於
ける要塞築造及武装は大部分一九三
四年に於て完了した。吾人は極東の
情勢に鑑み、蘇領、就中沿海州に於
ける要塞地域守備隊の設置問題に慎
重の考慮を拂ひ、多數の守備隊を編
制配置すると共に、兵營及必要缺く
べからざる文化施設を完成した。要
塞は屢々無人不毛の地に築造しなけ
る。

対米反感は見えない

(米ソ債務協定決裂と米國)

二月十日紐育「タイムス」掲載のモ
スクワ特電（ハロルド・ディー特派員
九日發）は、米蘇間債務交渉決裂後に
於ける蘇聯邦側の空氣に關し、大要次
の如く報じた。

守り、新聞紙も亦多くを言はず、苟に
論評を出すものがあつても、決裂に對
する失望を述べたるだけで、別段對米
反感を示すものとは認められない。斯
かる現象は從來蘇聯邦が外交上の支障
を起した幾多の場合に比して、全く異
例とすべきものであらう。尤も蘇聯邦
より見て、米國の「プレステイジ」が
承認當時より減退したのは事實である
が、蘇側が其の產業計畫遂行上、範を
米國に取り、技術と機械の供給を米國
に仰ぐ必要のあつた當時と今日とは、
事情も餘程變つて來たし、米國人とし
て見れば未だ不十分ながら、蘇聯邦政
府としては國內の產業も自立の域に達
したとの自負心を持ち、國民一般も最
早く至つた今日、米國の「プレス
ティジ」の低下して行くのは已むを得
ない。

一方蘇側は、米國が自國を脅威すべ

き何のをも持たず、却て極東に於て
自國同様の利害關係を持つことを知る
が故に、極東に於ける日本の侵略政策
に對する對抗上、米國と友好關係を保
持するの必要を忘れない。

要するに蘇聯邦としては、目下の處、
米國より物を買ふことよりは、米國を
味方に附けて置くことを必要とする立
場に在る。」

モスクワ總領事館廢止

二月六日米國國務省は突如在モスク
ワ米國總領事館を廢止すると共に、同
地駐在海軍並航空武官を引揚げしめ、
併せて同地大使館職員を減少する旨發
表した。

右國務省の措置は最近の米蘇交渉決
裂の結果に基因し、少くとも當分兩國
間に交渉の再開及通商の發展なきこと
を示すものと見られるが、之に關し六
日の紐育「タイムス」華府特電は、右

部隊を配置し、多大の困難に逢着し
つつ、甚多の新兵營を建設し、極めて
複雑な經濟設備を施した。此等新規の國防施設の爲、從來六十萬を出
たことの爲、兵員の増加と巨額の出
費を要した。

次に同様多大の盡力と出資とを以て
極東其他の地方に幾多の沿岸防備地
點を完成し、又特に極東に航空機用
「タンク」及砲（？）兵の多數獨立

となかつた赤軍は、昨三四四年に九十四
萬に増加し、從つて同年度の軍事費
は豫算十六億六千五百萬留を過かに
超過し、五十億留に達した。尙本三
五年度の國防人民委員部關係支出豫
算は六十五億留（國家總豫算の一〇
%）である。

力レント・ソート（既刊の分内容）

三〇

世界新思潮の解説紹介に努力し、我が知識階級より多大の稱讃を博しつゝある「カレンド・ソート」講座は既に第一年の刊行を了はり、第二年に入り確定の如く毎月之が刊行頒布を續けて居る。既刊の分の内容左の如し。

第一輯

前途を待望して

フランクリン・ルーズベルト

アメリカ全國產業復興法解説

非常時と憲政常道

H・Jラスキー

米國は戰債を擡引すべし

V・コノリー

ソヴェートの東方經濟政策

アルナルド・ムツソリーニ

ファシズムの勞資政策

ベリヨーネズイン

ソヴェート聯邦の農村經濟

ウォルトン・ニュボルト

中產階級と其政治的進路

R・キュステルマイエル

アシズムの勞資政策

アルナルド・ムツソリーニ

アシズムと勞資協議會

1・アシズムと勞資協議會

2・勞資協議會的一般原理

3・社會防護施設及び社會的輔助

アシズムの勞資政策

アルナルド・ムツソリーニ

アシズムと勞資協議會

ベリヨーネズイン

ソヴェート聯邦の農村經濟

ウォルトン・ニュボルト

中產階級と其政治的進路

R・キュステルマイエル

アシズムの勞資政策

コロムビア大學調査委員會

獨逸の労働雇傭統制法

行動論序説 ジヨーデ・カトリン

獨逸議會の常置委員會

我が經濟社會と其の諸問題

爲替統制論 ポール・アインツイツヒ

ストラツスブルグ

第十七輯 (二月刊行)

トロツバの危機

戰爭 第十二輯

第十四・五輯

ジヨーデ・スロコム

最近政治思想 ゴカー教授

ジヨセフ・ジョンストン

進歩の經濟的歸結 ロイ・ダレンデー

立憲政治は二大政黨を必要とする

計畫經濟への道 エルナト・ブルツタ

議政黨と政策

不均衡豫算 エミール・ヴァイゼ

アメリカ資本主義の没落 ルシアン・ロミア

バイク

ファシズムと社會革命 タマート

ルイス・コーリー

ハインリッヒ

米國「中間信用」の十年

大不況 ルイ・ホーリー

ハイム

ベアード、ペナント共著

伊太利とダニウム、河濱岸諸國との經濟

ラインホルト・ヘンツラー

獨逸職分協同體組織の結成過程

大不況

ボトル・アーヴィング・モーリス

獨逸は農業立國に復歸か

莫吉利内閣制度論

ボトル・アーヴィング・モーリス

獨逸職分協同體組織の結成過程

ヘルマン・ザフェルゴム

カレント・ソート

獨逸は農業立國に復歸か

「カレント・ソート」講座を講演せら

獨逸職分協同體組織の結成過程

カレント・ソート

カレント・ソート

昭和十年二月二十五日 印 刷

昭和十年二月二十八日 發 行 「非賣品」

不 許

東京市芝區琴平町二番地虎の門会館

發行兼
編輯人

木舍幾三郎

東京市牛込區山吹町一九八番地

印刷所 宗文社印刷所

發行所 東京市芝區琴平町二虎ノ門会館
振替東京二〇九六八番 政界往来社

64
07